

●雄物川圏域流域治水協議会の実施事項(規約の抜粋)

1. 雄物川圏域で行う流域治水の全体像を共有・検討 → 第1回・第2回協議会で共有・検討
2. 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む「流域治水プロジェクト」の策定と公表 → 第3回協議会で策定・公表
3. 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ → 第4回協議会以降で実施
4. その他、流域治水に関して必要な事項 → 第4回協議会以降で実施

●第2回雄物川圏域流域治水協議会における意見

- ・「必要に応じてテーマを決定し、実現方法等について関係機関と議論」することが実りの多い会議となる

●対応方針(案)

- ・「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップとともに、「流域治水に関して必要な事項」を検討することを目的に「**テーマを決定して関係機関と議論を進めていく**」こととする

●事務局テーマ(案)

- ・第2回協議会で意見のあった「**広域避難体制の構築**」をテーマとして議論を進めたい

◎議論の進め方(案)

- ・各自治体における現時点の広域避難体制に対する取り組みの現状を共有するほか、他地域での事例等の収集・共有を行うとともに、雄物川流域における地形特性や地域特性などを考慮した課題抽出、解決策検討等の作業を進めるため、関連する機関により勉強会形式で議論を進め、議論した結果を雄物川圏域流域治水協議会に諮ることとしたい。

勉強会参加機関(案): 国土交通省秋田・湯沢河川国道事務所、流域市町村、秋田県